岩手県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年5月15日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事 (八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町 島谷第7地割地内まで)並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所 在	地番	地目	土地登記 簿の地積	実測地積	収用しようとす る土地の面積	使用しようとす る土地の面積	実地の状況	備考
岩手県九戸 郡洋野町種 市第10地割	68番	墓地	920 m²	920. 21 m²	① 823.94m²	③ 4. 26 m²	雑種地	別図に①として赤 色で、③として緑 色で表示する部分
字西戸類家					② 34.64 m²	_	公衆用道路	別図に②として赤 色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年5月9日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。